

条例の構成

- 1 これまでの経緯
- 2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例及び同施行規則の改正の概要
- 3 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の概要
- 4 条例の対象施設及び整備基準
- 5 手続きについて

条例の構成

1 これまでの経緯

《条例の制定まで ー昭和50年代～平成8年ー》

本県においては、昭和52年に障害者のための住宅整備の手引書（「住まいのデザイン」）、昭和56年に県立施設を対象とした「身体障害者等の利用を考慮した施設整備基準」、昭和57年に市町村、民間施設、道路、公園をも対象とする「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進指針」を制定しました。

昭和63年には、事前協議制度を導入した「神奈川県だれもが住み良い福祉の街づくり推進要綱」を定め、さらに平成2年には、全国に先駆けて「神奈川県建築基準条例」に福祉的配慮の基準を盛り込みました。

この間、横浜市をはじめとする県内6市において指針等の制定が行われ、また、県としても各市町村に対して、各地域の実情にあった整備指針、推進要綱の制定を働きかけ、県、市町村が協調して福祉のまちづくりに邁進してきました。

《条例の制定及び整備基準の見直し ー平成8年～平成14年ー》

その後、行政指導の実効性の確保が課題となり、条例を制定する必要性が検討されることとなりました。また、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」との整合性確保の必要性や、さらには、行政運営の公正性、透明性を確保するための行政手続法（条例）の制定などもあり、このような経過の下で、福祉の街づくり条例を制定（平成8年4月1日施行）しました。

平成12年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定やバリアフリーに対する関心の高まりなど、条例を取り巻く環境は大きく変化してきたことから、福祉の街づくり条例施行規則を改正し、整備基準を大幅に見直しました（平成14年4月1日施行）。

《条例及び施行規則の改正 ー平成20年ー》

条例制定から10年以上が経過し、少子高齢化の一層の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、平成18年にハートビル法と交通バリアフリー法を統合してバリアフリー法が制定されるなど、社会環境の変化に的確に対応する必要性が生じてきました。特に、本格化する高齢社会への対応として、バリアフリー化に向けてより実効性のある条例とすることが喫緊の課題となってきたのです。

バリアフリー法においては、一定の建築物にバリアフリー化の整備基準への適合を義務付け、適合の状況を建築確認において審査することで実効性を担保していますが、地方公共団体は、条例により、対象施設の追加、規模の引下げ、基準の付加をすることが可能となっています（バリアフリー法委任規定）。

このため、条例を改正し、ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえた総則及び施策の基本方針の見直しとともに、バリアフリー法委任規定を新設することとしました。また、このよう

な改正の趣旨を明確に示すため、題名についても「みんなのバリアフリー街づくり条例」として、平成21年10月1日から施行しました。

さらに、施行規則の水準についても、バリアフリー法による整備基準との整合を図るとともに、より幅広い対象者に対してきめ細かな対応を図るため、新たにカラーバリアフリーを規則に位置付けることとしました。施行時期は条例と同じです。

2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例及び同施行規則の改正の概要

1 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成20年12月26日公布）

（下線は主な改正箇所）

第1章 総則（第1条～第6条）

目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進

第2章 施策の基本方針等（第7条～第11条）

施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置

第3章 施設等の整備（第12条～第27条）

公共的施設等の整備、指定施設の整備、公共車両等の整備

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

（第28条～第33条）

第5章 雑則（第34条・第35条）

附則

2 条例改正の概要

（1）定義、責務規定及び基本方針等の改正

総合計画「神奈川力構想・基本構想」や「神奈川県ユニバーサルデザイン推進指針（平成20年3月策定）」、バリアフリー法の趣旨に基づき、ユニバーサルデザインの観点に立った取組み等を推進するため、定義や責務規定、施策の基本方針等を改正。

（第1章、2章）

ア 定義

条例の対象となる者として「障害者、高齢者、その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの」に「妊産婦、乳幼児を同伴する者」を追加。

イ 市町村の責務

地域主権の趣旨から、県条例における市町村の責務規定を削除。

ウ 県民の責務

県民の責務として「県民は、障害者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努める」ことを追加。

エ 障害者等の意見の反映

「県は、バリアフリーの街づくりに関する施策に、障害者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずる」ことを規定。

オ 検討

「県は、バリアフリーの街づくりに関する施策について、適時に、かつ適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める」ことを規定。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下バリアフリー法という。）に基づく規定

第14条第3項に基づき、建築確認審査の対象となる施設の追加、規模の引下げ、整備基準の付加について規定しました。（第4章）

ア 特別特定建築物の追加

特別特定建築物に、学校、共同住宅、福祉施設（保育所、児童福祉施設等）を追加する（仮設建築物を除く）。

イ 規模の引下げ

新築、増築、改築を行う場合について、次に定める床面積に引き下げる。（用途変更の場合は引き下げず2,000㎡以上とする。）

① 500平方メートル以上とするもの

学校、病院、老人ホーム、福祉施設（保育所、児童福祉施設等）、集会場、飲食店、百貨店、公衆浴場 等

② 1,000平方メートル以上とするもの

劇場、ホテル又は旅館、体育館 等

ウ 建築物移動等円滑化基準の付加

敷地内通路や屋外への出入口の幅員を法令よりも広く確保するとともに、階段について、回り階段の禁止や踊場も含めた連続的な手すりの設置、階段の上端部等への点状ブロックの敷設等を義務付ける。

(3) その他 雑則（第5章）の改正

市町村がバリアフリー法第14条第3項に基づく条例を定めた場合で、第4章と同等以上の効果が期待できると知事が認めて公示した場合は、第4章の規定は当該市町村の区域には適用しないことを規定。

(4) 経過措置

第4章の規定に関し、条例の施行の際、現に、工事中の特別特定建築物の新築、増築、改築等や、条例の施行の際、現に、存する特別特定建築物で類似の用途相互間で用途変更をするものについては、適用しないことを規定。

(5) 条例の見直し（附則）

知事は、平成21年10月1日から起算して5年を経過するごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定。

3 施行規則改正の概要

(1) バリアフリー法との整合

建築物、公共交通機関、都市公園に係る移動等円滑化基準が改正されたことに伴い、整合を図る形で施行規則の整備基準を見直す。

(2) カラーバリアフリーの取組みの位置付け

バリアフリー法において、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者に配慮し、「標識」、「案内板」を設置することが盛り込まれたことを受け、その設置に当たり、より幅広い対象者に配慮するという観点から、色覚障害者に配慮することを盛り込む。

(3) バリアフリー法委任規定の新設に伴う整備基準の整合

バリアフリー法委任規定を包摂したことにより、施行規則と法委任規定（法令）の整備基準の整合を図り、県民や事業者にとって分かりやすい規定とする。

＜参考 施行規則の整備基準と移動等円滑化基準、移動等円滑化経路の考え方による整理＞

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）では整備項目ごとの基準である「移動等円滑化基準（一般基準）」（第11条から第17条まで）と、高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための経路である「移動等円滑化経路」（第18条）という考え方を取り入れていることから、施行規則についてもこの考え方を取り入れ整合を図っている。

併せて、誘導すべき整備基準として「移動等円滑化誘導基準」（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（国土交通省令第114号））により規定していることから、規則の「望ましい水準」についてもこの基準を取り入れている。

(4) 事前協議の時期の見直し

条例第17条に基づく事前協議の時期について、建築確認申請との関係において規定することとし、改正前の「工事に着手する日の30日前まで」を、「建築確認の申請をする日の30日前まで（建築確認の不要な場合は工事に着手する日の30日前まで）」とする。

＜施行規則改正の内容＞

- ・ 施行規則と高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下政令という。）（一般基準、移動等円滑化経路）を比較し、同水準で規定の内容が異なっているものについては、政令を参考に整理した。
- ・ 政令の水準が規則の水準を上回っている項目（オストメイト等）については、規則に付加した。
- ・ その他、用語など所要の整理を行った。

＜整備項目ごとの主な改正内容＞

○建築物

①敷地内通路

政令第16条の一般基準、第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

政令の付加：明度、色相、彩度の差が大きいことで段・傾斜路の存在を認識できるようにすること

②傾斜路

政令第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

政令の付加：明度、色相、彩度の差が大きいことで存在を認識できるようにすること

③駐車場

政令第17条に基づき規定を整理。

法委任規定との関係で対象施設を整理。

④出入口

政令第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

⑤階段

政令第12条に基づき規定を整理。

⑥エレベーター

政令第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

⑦便所

政令の付加：オストメイト対応の水洗器具の設置、壁掛け式小便器の設置。

政令との整合：バリアフリー法における考え方として、個別機能に応じた専用便所の設置の考え方が出されたことから、みんなのトイレの設置に当たり、このほか、便所内に車いす使用者用便所、オストメイト対応便所を配置することにより、これと同等以上の機能を確保する場合も可とする。

⑧浴室、シャワー室

政令第15条第2項に基づき規定を整理。

⑨客室

政令第15条に基づき規定を整理。ホテルの客室の配置基準の「望ましい水準」を「移動等円滑化誘導基準」にあわせて引き上げ。

⑩案内設備（内容新設）

政令第19条、第20条に基づき必置化。

カラーバリアフリー：色覚障害者への対応を新設。

案内板設置に当たり、「色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること」を位置付け。

⑪視覚障害者対応

政令第21条の「視覚障害者移動等円滑化経路」の考え方を導入して整理。

○公共交通機関、都市公園 それぞれ省令に準拠する形で基準を付加。

3 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の概要

条例は全5章、35条からなり、第1章で目的、定義、県・事業者・県民の責務、総合的推進、第2章で施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討等の規定、第3章で具体的な施設整備に関する規定、第4章でバリアフリー法に基づく法委任規定、第5章で適用除外等が定められています。

また、施行規則においては、第3章に基づく具体的な対象施設及び整備基準並びに事前協議や諸手続き、第4章に係る事項が定められています。

1 条例の題名

バリアフリー法委任規定を盛り込み、バリアフリー化に向けて実効性のある取組みを行うという趣旨を明確にするため、題名を「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」としました。

「みんなの」には、「誰にとっても」（対象者）の意味と、「みんなが進める」（推進主体）の意味があり、「バリアフリー街づくり」は、身近な生活環境におけるバリアフリー化を進める趣旨を表すものです。

2 条例の概要

(1) 目的

すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県・事業者・県民の責務、県の基本方針を定めるとともに、施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かな福祉社会かながわの実現に資することを目的としています。

(2) 県等の責務

- ア 県・事業者は、自ら設置し又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、整備を進めるものとし、また、県民にあっては、障害者等の移動及び施設の利用を確保するために協力するように努めるものとしています。
- イ 県・事業者・県民は、バリアフリーの街づくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となって推進体制を整備し、バリアフリーの街づくりの実現を図ります。

(3) 施策の基本方針等

- ア 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策に、障害者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとしています。
- イ 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策について、適時に、かつ適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

(4) 施設整備（第3章に基づく整備）

- ア 公共的施設、道路、公園、公共車両及び住宅とします。
公共的施設とは、官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に

供する施設で、規則で定めるものをいいます。

イ 整備基準

(ア) 公共的施設、道路、公園の構造及び設備の整備に関する基準は、次に掲げる事項について、規則で定めています。

- ① 車いす使用者等が通行できる幅員の確保
- ② 車いす使用者等が通行できる傾斜路の設置
- ③ 滑りにくい路面、床面等とするための措置
- ④ 階段等への手すりの設置
- ⑤ 障害者等の利用に配慮したエレベーター、便所及び駐車場の設置
- ⑥ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設等障害者等の利用に配慮した誘導又は案内の表示
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、障害者等の利用に配慮すべき事項

(イ) 公共的施設、道路、公園を新築等する者は、整備基準を遵守しなければなりません。

(ウ) 既存施設を設置又は管理する者は、当該既存施設を整備基準に適合するよう整備に努めます。

ウ 指定施設の事前協議等

(ア) 指定施設（公共的施設のうち規則で定めるもの。）の新築等をしようとする者は、その計画をあらかじめ知事に協議しなければなりません。

(イ) 協議を行わずに工事に着手したとき、又は協議の内容と異なる工事を行ったときは、必要な措置をとることを勧告することができます。

(ウ) 勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、氏名、勧告の内容等を公表することができます。

(エ) 既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの調査の実施及び報告を求めることができます。

エ 公共車両・住宅の整備

(ア) 公共車両の所有者又は管理者は、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めます。

(イ) 住宅を供給する者は、その住宅について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めます。

(5) 第4章に基づく施設整備（バリアフリー法委任規定による整備）

バリアフリー法の規定

バリアフリー法では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で、新築等に係る床面積が2,000㎡（公衆便所においては50㎡）以上のものに、政令で定める整備基準（建築物移動等円滑化基準）への適合を義務付けています。

この規定は、建築基準関係規定として、建築確認・完了検査の段階で適合性が審査されるとともに、基準適合命令や、命令に違反した場合の罰則等の規定があります。

地方公共団体は条例により、特別特定建築物の追加、規模の引下げ、建築物移動等円滑化基準の付加が可能となっています。（法第14条第3項）

ア 対象とする施設の追加

法により整備を義務付けられている施設(特別特定建築物)に、次に掲げる施設(仮設建築物を除く)を条例に追加しています。

- (ア) 学校
- (イ) 共同住宅
- (ウ) 福祉施設(保育所、児童福祉施設等)

イ 対象とする建築の規模の引下げ(用途変更及び仮設建築物は除く。)

バリアフリー法で対象とする施設の規模を床面積2,000平方メートル以上としているものを、新築、増築、改築を行う場合について、次に定める床面積に引き下げています。

- (ア) 500平方メートル以上とするもの
学校、病院、老人ホーム、福祉施設(保育所、児童福祉施設等)、集会場、飲食店、百貨店、公衆浴場 等
- (イ) 1,000平方メートル以上とするもの
劇場、ホテル又は旅館、体育館 等

ウ 整備すべき基準(建築物移動等円滑化基準)に付加する事項

次に掲げるものを整備すべき基準に付加しています。

- (ア) 多数の者が利用する階段の上端部分に接する廊下等の部分と階段の踊場の下りの段の始まる部分には、点状ブロック等を敷設すること。
- (イ) 多数の者が利用する階段のうち、1箇所以上について、回り階段の禁止及び踊場に手すりを設けること。
- (ウ) 階数が4以上の共同住宅にあっては、道等及び駐車場から各住戸までの経路を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)とすること。
- (エ) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。
 - ① 経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は90センチメートル以上とすること。
 - ② 経路を構成する敷地内の通路の幅は140センチメートル以上とすること。
- (オ) 基準の緩和
条例で付加する施設等について次の整備の義務付けを免除します。
 - ① 床面積(増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が、1,000平方メートル未満の施設におけるエレベーターの設置を免除
 - ② 幼稚園及び保育所における人工肛門等保有者用水洗器具(オストメイト対応設備)の設置を免除

エ 制限の緩和

第4章の規定は、第4章と同等以上に特別特定建築物の移動等円滑化が図られると知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの規定により難しいと知事が認める場合においては適用しないこととしています。

(6) 適用除外

市町村が施設等の整備に関して障害者等の利用及び移動に配慮した街づくりの見地から制定するバリアフリーの街づくりに関する条例(法委任規定含む)の内容が、この条

例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、第3章・第4章の規定は、当該市町村の区域における施設等の整備については、適用しないこととしています。

- ・ 川崎市福祉のまちづくり条例（平成10年1月1日から適用除外）
- ・ 同（法委任規定部分）（平成21年10月1日から適用除外）
- ・ 横浜市福祉のまちづくり条例（平成10年3月20日から適用除外）
- ・ 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（平成21年10月1日から適用除外）

4 条例の対象施設及び整備基準

本条例は、第3章で、公共的施設、道路、公園、公共車両及び住宅を、また、第4章で特別特定建築物を整備の対象とし、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できる、誰もが住み良い街づくりを目指しています。

1 第3章の適用について

（1）公共的施設

公共的施設は、条例上「官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設」と定義され、規則で詳細に定められています。

公共的施設については、道路及び公園と同様に、新築等をしようとする者に整備基準の遵守義務が、既存施設を設置し又は管理する者に整備基準への適合努力義務が課せられます。

また、施設を整備基準に適合させた場合には、設置者又は管理者に維持保全努力義務が課せられるとともに、適合証の交付を請求することができます。

（2）指定施設

指定施設は、事前協議等の手続きの対象となる施設であり、公共的施設の中から、より公益性の高い施設又は規模の大きい施設を対象としています。

指定施設については、新築等をしようとする者に事前協議が義務付けられ、工事を完了したときは、工事完了の届出が義務付けられています。また、知事は、必要があると認めるときは、既存の指定施設を設置し又は管理する者に対し、適合調査の結果報告及び改善計画の届出を求めることができます。

（3）規模等の要件について

指定施設は公共的施設の中から、施設の公共性、公益性等を勘案して規模等の要件により定められています。その結果、すべてのものを指定施設としたもの（官公庁施設、教育文化施設等）、用途面積が一定以上のものを指定施設としたもの（店舗等、共同住宅、事務所等）、用途面積以外の要件を設けたもの（駐車場）に分かれています。

用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計のことであり、バックヤード等

の利用者の利用に供しない部分の面積を含みます。（実際の整備の対象となるのは、利用者の利用に供する部分のみです。）

（４）整備基準について

整備基準は、「障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準」であり、公共的施設、道路及び公園について定めています。この整備基準は、条例第13条で新築等に当たって遵守すべきものとしているように、福祉的配慮に基づく整備についての基本的事項を定めたものです。

ア 整備基準の構成

条例上、整備基準を遵守すべき施設は「公共的施設」、「道路」及び「公園」の三つに大別されますが、「公共的施設」のうち「公共交通機関の施設」については求める整備の内容が一般の施設と異なるので、別に基準を設けることとし、これを合わせた4部構成となっています。

イ 整備基準の適用箇所

整備基準においては、「敷地内通路、傾斜路、駐車場、外部出入口、廊下等」というように個々の整備項目を挙げていますが、その前提として、不特定多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する部分にあるこれらの箇所が整備すべき対象となっています。典型的な例としてデパートでいえば、客（利用者）の利用できる部分が整備対象であり、従業員専用の裏方部分は対象とはしていません。施設によっては単純に判断できない部分も考えられますが、基本的にはこの考えにより区別されるものです。ただし、障害者等の社会参加のためには、就労部分も含めて施設すべてが整備されることが望ましいため、条例による義務付けとは別の問題として、これらの部分の整備についても積極的にお願いします。

ウ 建築物にかかる整備基準について

建築物の整備基準については、条例改正により法委任規定を盛り込んだことから、規則の基準と法委任規定の基準との整合を図り、より分かりやすいものとする必要が生じました。このため、規則の基準においても、法令の建築物移動等円滑化経路の概念に相当する「主たる経路」という概念を採用することとし、あわせて関係規定を整理しています。

2 第4章の適用について

（１）特別特定建築物の追加

第4章では、整備が義務付けられる特別特定建築物を追加しています。追加に当たっては、公共性が高いこと、利用者にとって選択の余地が少ないこと、高齢社会において良質な住環境を整備する必要があること、等の観点から検討し、学校、保育所等の児童福祉施設、共同住宅を追加しています。（仮設建築物は追加対象としていません。）

なお、施設の利用実態に鑑み、児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設については、規則に定めるところにより追加施設から除外しています。

(2) 規模の引下げについて

規模の引下げに当たっては、これまでの福祉の街づくり条例の規模を参考に、法委任規定と福祉の街づくり条例の性格の違いや、広域的自治体としての県条例の規定であることを勘案し、下記のような観点から検討しました。

- ア 地形や土地利用、公共的施設の整備の状況や動向は、県内でさまざまであり、ある程度の広域に適用するためには、一定規模以上が必要と考えられること。
- イ 今後の施設整備のすう勢として、小規模多機能型の福祉施設や、既存ストックを活用した増改築需要の増加が見込まれること。
- ウ 福祉の街づくり条例の実効性という観点からは、その対象施設のうち半分程度以上は対象とできるような規模が望ましいこと。

この結果、規模引下げに当たっては、福祉の街づくり条例で規模を「すべて」、「200㎡以上」としているものについては、法委任規定では500㎡以上からとし、他のものについては、福祉の街づくり条例の規模との整合を図る形で設定しました。

なお、共同住宅については、条例による追加施設であることなどを勘案し、規模を引き下げず、法令の規定と同様の2,000㎡以上としています。

また、規模の引下げを行うのは、新築、増築、改築の場合であり、用途変更の場合には、法令の規定と同様の2,000㎡以上としています。

(3) 整備基準の付加について

バリアフリー法では、バリアフリー化のための整備基準を建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化経路として、障害者等が道路等から利用居室まで移動する経路となる、敷地内通路、出入口、階段、廊下、スロープ、エレベーター及び便所や案内板等について、それぞれ具体的な数値基準等を定め、バリアフリー化を義務付けています。

これに対し、基準の付加に当たっては、障害者等が災害時において円滑に避難できる経路を確保する観点から、敷地内通路の幅員を120cmから140cm（車いす使用者が180度方向転換できる寸法）へ、屋外に通ずる主要な出入口の幅員を80cmから90cm（車いす使用者が通過しやすい寸法）へと強化しました。

さらに、階段において、回り階段は視覚障害者が方向性を失ったり、踏み面の幅が内側と外側で異なり踏み外したりと危険なため、設置を禁止することとしたほか、階段の段の上に警告のために点状ブロックの設置や踊場を含めて連続的に手すりを設置することとしたものです。

3 第3章と第4章双方による整備

第3章と第4章を比較すると、第3章の施設は第4章よりも幅広く、また、整備基準の一部は第4章の基準を上回っています。このため、施設の種類や規模によっては、条例第3章のみの適用を受けるケースと、第3章と第4章の双方の適用を受けるケースがあります。

<例> 第3章のみの適用 : 法委任の適用を受けない500㎡未満の施設 など

第4章を上回る基準: 車いす使用者用駐車区画、ホテルの客室の配置基準 など

これは、それぞれの章の性格の違いによるものですが、双方の規定を受ける施設にあっ

ては、より高い水準の規定の方に適合させることが必要です。

第4章の規定とは、福祉の街づくり条例による整備が必要な指定施設のうち、いわば最低限の施設や水準を法委任規定として義務化し実効性を確保しようとするものです。このため、当然のことながら、第4章の規定にのみ適合していれば十分というわけではありません。最低限の水準である第4章とそれを上回る水準である第3章、この双方の規定に適合させることではじめて、より高い水準での整備を進めることが可能となるのです。

なお、さらに上の水準として、バリアフリー法では、「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たす建築物は、認定を受けることにより、シンボルマークによる表示や容積率の特例、税制上の優遇措置、低利融資、補助制度といった支援措置を受けることが可能な仕組みがあります。

第3章に基づく施設の整備基準における「望ましい水準」については、この誘導基準と同等もしくは高い水準で設定していますので、誘導基準や規則による望ましい水準の達成を視野に入れた整備をお願いします。

表 1 条例の対象施設、整備基準

◇対象施設及び規模一覧

対 象 施 設 (下線が法委任規定による追加施設)	新築、増築、改築を行う床面積の合計	
	第4章(バリアフリー法に基づく法委任規定)(注1)	第3章(施行規則)
学校(注2) 病院又は診療所 集会場又は公会堂 福祉施設(保育所、児童福祉施設等)(注2、3) 老人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 官公署、銀行等 博物館、美術館又は図書館 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	500㎡以上	すべて
百貨店、マーケットその他の物品販売業の店舗 飲食店 理髪店等のサービス業の店舗		200㎡以上
公衆浴場		500㎡以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場 展示場 遊技場	1,000㎡以上	1,000㎡以上 一部の整備基準は300㎡以上が対象
ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設		1,000㎡以上
共同住宅(注2)	2,000㎡以上	1,000㎡以上
自動車の停留又は駐車のための施設		駐車場法で規定する500㎡以上の施設
公共用歩廊		対象外
公衆便所	50㎡以上	すべて
第3章のみの対象施設 事務所、工場(1,000㎡以上)、地下街(すべて) など		

注1：用途変更及び仮設建築物は規模の引下げを行わず法の規定により2,000㎡以上とする。

注2：すべての仮設建築物を除く。

注3：規則で定めるものを除く。(乳幼児、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

◇整備基準の付加

	バリアフリー法	第4章バリアフリー法に基づく法委任規定
敷地内通路の幅員	120cm以上	140cm以上
屋外への出入口幅	80cm以上	90cm以上
多数の者が利用する階段等	主として視覚障害者が利用するものに限る、段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設	視覚障害者が利用するものに限らず、段がある部分の上端に接する部分に点状ブロック等の敷設
	やむを得ない場合を除き回り階段としない	
	踊場を除き手すりを設置	



公共的施設（公共交通機関の施設を除く。）の項目適合表（●はバリアフリー法による移動等円滑化基準・

整備項目			対象施設		教育文化施設								
			官公庁		学校等		図書館博物館等		動物園等				
			第3章及び第4章の対象規模等	第3章 第4章									
網掛けは政令準拠、E V は別途要件あり			第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	
			全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	
敷地内通路	一般	ア	表面の滑りにくい仕上げ										
		イ	段の構造（手すり、識別しやすさ、つまづきにくさ）										
		ウ	傾斜路の構造（手すり、識別しやすさ）										
	主たる経路	ア	有効幅員140cm以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		イ	段を設けない、傾斜路の構造										
		ウ	傾斜路の構造（幅140cm以上、勾配1/12以下等）										
エ		戸の構造（ア 幅員 イ構造、前後に水平面）											
	オ	排水溝の溝ふたの構造	○		○		○		○				
傾斜路（段の代替又は併設）	一般・主たる経路	(1)	有効幅員120cm以上	●	●	●	●	●	●	●	○		
		(2)	縦断勾配12分の1以下	●	●	●	●	●	●	●	○		
		(3)	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置										
		(4)	両側側壁等	○		○		○		○			
		(5)	手すり設置										
		(6)	表面の滑りにくい仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	○		
		(7)	前後の廊下等と識別しやすさ（明度差等）										
		(8)	傾斜路の端部の構造	○		○		○		○			
		再	傾斜路の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック	●	●	●	●	●	●	●	○		
駐車場	区画		車いす使用者用区画の設置 1以上	●	●	●	●	●	●	○			
			駐車区画の設置 100台超えの場合1/100以上	○		○		○		○			
		(1)	幅350cm以上	●	●	●	●	●	●	○			
	(2)	居室に近い場所に設置											
出入口等	主入要な出	ア	有効幅員90cm以上	●	●	●	●	●	●	●	○		
		イ	段を設けない	●	●	●	●	●	●	●	○		
		ウ	戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）										
		エ	床面の滑りにくい仕上げ	○		○		○		○			
	その他	(1)	①主たる経路を構成する(1)以外の出入口（有効幅員80cm以上、(1)イ～ウ適合）	●	●	●	●	●	●	●	○		
		(2)	②屋外もしくは駐車場へ通ずる(1)以外の出入口	○		○		○		○			
		①②ともに(1)エ適合（床面仕上げ）											
廊下	一般	(1)	床面の滑りにくい仕上げ										
		再	階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック	●	●	●	●	●	●	○			
	主たる経路	ア	有効幅員120cm以上	●	●	●	●	●	●	○			
		イ	段を設けない										
		ウ	50m以内ごとに車いすの転回可能箇所										
		エ	手すり設置	♡		♡		♡		♡			
	オ	戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）	●	●	●	●	●	●	○				
階段	一般	(1)	回り段としない										
		(2)	つまづきにくい構造										
		(3)	手すり設置（踊場含む）	●	●	●	●	●	●	○			
		(4)	表面の滑りにくい仕上げ										
		(5)	段の識別しやすさ（明度差等）										
		再	段部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック										
エレベーター	住宅、事務所、工場は、4階以上、床面積1000㎡以上、共同	ア	かご・昇降路入口有効幅員80cm以上	●	●	●	●	●	●	○			
		イ	かご幅140cm×奥行き135cm以上、車いす回転可										
		ウ	戸の構造、開閉時間制御	○		○		○		○			
		エ	かご内に手すり、鏡設置										
		オ	かご内・ロビーに利用しやすい制御装置										
		カ	制御装置への点字等付設										
		キ	かご内に停止予定階等表示装置										
		ク	停止予定階・出入口閉鎖の音声案内装置	●	●	●	●	●	●	○			
		ケ	乗降ロビーにかごの昇降方向表示装置										
		コ	かご又はロビーに昇降方向音声案内装置										
サ	乗降ロビーは水平、150×150cm以上												

移動等円滑化経路等の基準適合、○は規則独自の基準適合、△は整備に努める規定、♡は望ましい水準

集会場公会堂等		医療施設				福祉施設				商業施設				駐車場				
		病院診療所				一部児童福祉施設		その他福祉施設		公共事業所		金融機関				物販店、飲食店、サービス店舗等		
第3章	第4章	第3章			第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	
全て	500㎡以上	無床500㎡未満	無床500㎡以上	有床	500㎡以上	全て	—	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	200～500㎡未満	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	2000㎡以上
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	●	●
○		♡	○	○		○		○		○		○		♡	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	○	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●

整備項目		対象施設		教育文化施設								
				官公庁		学校等		図書館博物館等		動物園等		
						第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章
網掛けは政令準拠、E V は別途要件あり		第3章及び第4章の対象規模等		第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	
				全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	
便所	みんなのトイレ等	(1)	みんなのトイレを1以上設置（基準ア〜ク） <small>※幼稚園及び保育所は改正施行規則あり</small>	●	●	●	●	●	●	●	●	
			政令の車いす使用者用便房及びオストメイト対応便房を1以上配置									
	みんなのトイレ以外のトイレ		ア	出入口有効幅員								
			イ	戸の構造	○		○		○		○	
			ウ	床面仕上げ								
			エ	腰掛便座、4（2）の出入口								
			オ	男子用小便器の構造	●	●	●	●	●	●	●	●
カ	障害者等が円滑に利用できる洗面器	○		○		○		○				
浴室、シャワー室			1以上設置									
		(1)	出入口の構造									
		(2)	浴槽、シャワー、手すり等の配置	♡		♡		♡		♡		
		(3)	車いす使用者用空間確保									
客室			1以上設置									
			100超えの場合1/100以上									
		(1)	出入口の構造									
		(2)~(5)	床面仕上げ、手すり、空間、ベッドの高さ									
		(6)	便所の構造									
		(7)	浴室、シャワー室の構造									
		客席・舞台	(1)	ア〜ウ	2席以上設置（500席以上では1/200以上）							
	1席あたりの寸法、床面仕上げ、通路の構造			○		○		○		○		
標識・案内設備	(1)		駐車区画、E V、便所に標識の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	
		ア	施設に案内板を設置									
		イ	駐車区画、E V、便所の配置を示す案内板の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	
設備誘導	(1)		非常口の構造	○		○		○		○		
		(2)	非常口等の点滅灯設置	△		△		△		△		
		(3)	一斉放送設備の設置									
カウンター等	(1)		カウンター等の構造	○		○		○		○		
		(2)	公衆電話等の構造									
視覚障害者の円滑利用	※(1)アについて用途面積200㎡未満の施設は、改正施行規則あり	(1)	ア	道等から12の案内設備等への経路の整備								
			イ	誘導用ブロックの敷設又は音声その他誘導設備	●	●	●	●	●	●	●	
		(2)	イ	敷地内通路への点状ブロックの付設	●	●	●	●	●	●	●	
			ア	点状ブロックの敷設又は音声その他誘導設備								
			ア	2の傾斜路、6の階段の上端（廊下）	○		○		○		○	
			ア	2の傾斜路、6の階段の下端（廊下）	○		○		○		○	
			イ	2の傾斜路の踊場（傾斜の上端）	●	●	●	●	●	●	●	
			ウ	4(1)の主要な出入口等のうち1以上の戸の前後	○		○		○		○	
		エ	6の階段の踊場（段の上端）	●	●	●	●	●	●	●		
		オ	エスカレーターの端部等									
(3)	傾斜路・廊下・階段の手すり端部に必要に応じ点字	○		○		○		○				
(4)	8の便所、10の客室の出入口に点字等											
(5)	エスカレーターのくし板の区別しやすい色											
の聴覚障害者	(1)		文字情報表示設備の設置	♡		♡		♡		♡		
		(2)	文字表示設備の設置	○		○		○		○		
		(3)	難聴者の聴力を補う設備の設置	△		△		△		△		
		(4)	手話通訳者の配置	△		△		△		△		
休憩・授乳場所等			休憩、授乳場所等の設置	△		△		△		△		

集会場公会堂等	医療施設					福祉施設				商業施設						駐車場		
	病院診療所					一部児童福祉施設		その他福祉施設		公共事業所		金融機関		物販店、飲食店、サービス業店舗等				
	第3章	第4章	第3章			第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章
全て	500㎡以上	無床500㎡未満	無床500㎡以上	有床	500㎡以上	全て	—	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	全て	500㎡以上	200~500㎡未満	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	2000㎡以上
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
●	●	●	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
♡		♡	♡	○		○		○		♡		♡		♡	♡		♡	
						○		○										
○		♡	♡	♡		○		○		♡		♡		♡	♡		♡	
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	♡	●
○		♡	○	○		○		○		○		○		♡	○		♡	
○		○	○	○		○		○		○		○		○	○		○	
△		△	△	△		△		△		△		△		△	△		△	
○		♡	♡	○		○		○		○		○		♡	○		○	
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	♡	
○		♡	○	○		○		○		○		○		♡	○		♡	
●	●	♡	●	●	●	○		●	●	●	●	●	●	♡	●	●	♡	
○		♡	○	○		○		○		○		○		♡	○		♡	
♡		♡	♡	○		♡		♡		○		○		♡	♡		♡	
○		♡	♡	♡		○		○		♡		♡		♡	♡		♡	
△		♡	♡	♡		△		△		♡		♡		♡	♡		♡	
♡		♡	♡	△		△		△		♡		♡		♡	♡		♡	
△		△	△	△		△		△		△		△		△	△		△	

公共的施設（公共交通機関の施設を除く。）の項目適合表（●はバリアフリー法による移動等円滑化基準・

整備項目			対象施設		共同住宅						事務所	
			例示		寄宿舎		共同住宅					
			第3章及び第4章の対象規模等		第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章	第3章	第4章
網掛けは政令準拠、E V は別途要件あり					1000㎡以上	—	1000～2000㎡	—	2000㎡以上	2000㎡以上	1000㎡以上	—
敷地内通路	一般	(1)	ア 表面の滑りにくい仕上げ									
			イ 段の構造（手すり、識別しやすさ、つまづきにくさ）									
			ウ 傾斜路の構造（手すり、識別しやすさ）									
	主たる経路	(2)	ア 有効幅員140cm以上	○		○		●	●	○		
			イ 段を設けない、傾斜路の構造									
			ウ 傾斜路の構造（幅140cm以上、勾配1/12以下等）									
		エ 戸の構造（ア 幅員 イ構造、前後に水平面）										
	オ 排水溝の溝ふたの構造	○		○		○		○		○		
傾斜路（段の代替又は併設）	一般・主たる経路	(1)	有効幅員120cm以上	○		○		●	●	○		
		(2)	縦断勾配12分の1以下	○		○		●	●	○		
		(3)	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置	○		○		○		○		
		(4)	両側側壁等	○		○		○		○		
		(5)	手すり設置	○		○		○		○		
		(6)	表面の滑りにくい仕上げ	○		○		●	●	○		
		(7)	前後の廊下等と識別しやすさ（明度差等）	○		○		○		○		
		(8)	傾斜路の端部の構造	○		○		○		○		
		再	傾斜路の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック	○		○		●	●	○		
駐車場	区画		車いす使用者用区画の設置 1以上	♡		♡		●	●	♡		
			駐車区画の設置 100台超えの場合1/100以上	♡		♡		○		♡		
		(1)	幅350cm以上	♡		♡		●	●	♡		
		(2)	居室に近い場所に設置	♡		♡		●	●	♡		
出入口等	主入主要な出	(1)	ア 有効幅員90cm以上	○		○		●	●	○		
			イ 段を設けない									
			ウ 戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）	○		○		○		○		
			エ 床面の滑りにくい仕上げ	○		○		○		○		
	その他	(2)	①主たる経路を構成する(1)以外の出入口（有効幅員80cm以上、(1)イ～ウ適合）	○		○		●	●	○		
			②屋外もしくは駐車場へ通ずる(1)以外の出入口	○		○		○		○		
		①②ともに(1)エ適合（床面仕上げ）	○		○		○		○			
廊下	一般	(1)	床面の滑りにくい仕上げ									
		再	階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック	○		○		●	●	○		
	主たる経路	(2)	ア 有効幅員120cm以上									
			イ 段を設けない									
			ウ 50m以内ごとに車いすの転回可能箇所									
			エ 手すり設置	♡		♡		♡		♡		
	オ 戸の構造（通過しやすい構造、前後に水平面）	○		○		●	●	○				
階段	一般	(1)	回り段としない									
		(2)	つまづきにくい構造									
		(3)	手すり設置（踊場含む）	○		○		●	●	○		
		(4)	表面の滑りにくい仕上げ									
		(5)	段の識別しやすさ（明度差等）									
		再	段部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック									
エレベーター	住宅、事務所、工場は4階以上、共同	(1)	ア かご・昇降路入口有効幅員80cm以上	○		○		●	●	○		
			イ かご幅140cm×奥行き135cm以上、車いす回転可	♡		♡				♡		
			ウ 戸の構造、開閉時間制御	○		○		○		○		
			エ かご内に手すり、鏡設置									
			オ かご内・ロビーに利用しやすい制御装置									
			カ 制御装置への点字等付設									
			キ かご内に停止予定階等表示装置									
			ク 停止予定階・出入口閉鎖の音声案内装置	○		○		●	●	○		
			ケ 乗降ロビーにかごの昇降方向表示装置									
			コ かご又はロビーに昇降方向音声案内装置									
			サ 乗降ロビーは水平、150×150cm以上									

整備項目			対象施設		共同住宅						事務所	
			例示		寄宿舎		共同住宅					
			第3章及び第4章の対象規模等	第3章 1000㎡以上	第4章 —	第3章 1000~2000㎡	第4章 —	第3章 2000㎡以上	第4章 2000㎡以上	第3章 1000㎡以上	第4章 —	
便所	みんなのトイレ等	(1)	みんなのトイレを1以上設置（基準ア〜ク）	○		○		●	●	○		
			政令の車いす使用者用便房及びオストメイト対応便房を1以上配置									
	みんなのトイレ以外のトイレ	ア	出入口有効幅員	○								
		イ	戸の構造			○					○	
		ウ	床面仕上げ					○				
		エ	腰掛便座、4（2）の出入口						●	●	○	
		オ	男子用小便器の構造	○		○						
		カ	障害者等が円滑に利用できる洗面器	○		○			○		○	
浴室、シャワー室			1以上設置									
	(1)		出入口の構造									
	(2)		浴槽、シャワー、手すり等の配置	♡				♡		♡		
	(3)		車いす使用者用空間確保									
	(4)		床面仕上げ									
客室			1以上設置									
			100超えの場合1/100以上									
	(1)		出入口の構造									
	(2)~(5)		床面仕上げ、手すり、空間、ベッドの高さ									
	(6)		便所の構造									
客席・舞台			2席以上設置（500席以上では1/200以上）									
	(1)	ア〜ウ	1席あたりの寸法、床面仕上げ、通路の構造	♡			♡			♡		
	(2)		舞台への通路の構造									
標識・案内設備	(1)		駐車区画、EV、便所に標識の設置									
			施設に案内板を設置									
	(2)	ア〜イ	駐車区画、EV、便所の配置を示す案内板の設置	♡		♡		●	●	♡		
			EV、便所の配置を点字等で表示									
(3)			(1)、(2)の表示にあたり色覚障害者配慮	♡		♡		○		♡		
設備導	(1)		非常口の構造	○		○		○		○		
	(2)		非常口等の点滅灯設置	△		△		△		△		
	(3)		一斉放送設備の設置									
カウンター等	(1)		カウンター等の構造	♡		♡		♡		○		
	(2)		公衆電話等の構造									
視覚障害者の円滑利用	※(1)アについて用途面積200㎡未満の施設は、改正施行規則あり	(1)	道等から12の案内設備等への経路の整備									
			誘導用ブロックの敷設又は音声その他誘導設備					♡				
			敷地内通路への点状ブロックの付設	♡		♡						
			点状ブロックの敷設又は音声その他誘導設備					○				
			2の傾斜路、6の階段の上端（廊下）					○				
		ア	2の傾斜路、6の階段の下端（廊下）	♡		♡				♡		
		(2)	2の傾斜路の踊場（傾斜の上端）	♡		♡				♡		
		ウ	4(1)の主要な出入口等のうち1以上の戸の前後	♡		♡		○		♡		
			6の階段の踊場（段の上端）	♡		♡				♡		
		オ	エスカレーターの端部等	♡		♡				♡		
(3)		傾斜路・廊下・階段の手すり端部に必要に応じ点字										
(4)		8の便所、10の客室の出入口に点字等	○		○		○		○			
(5)		エスカレーターのくし板の区別しやすい色										
聴覚障害者の円滑利用	(1)		文字情報表示設備の設置	♡		♡		♡		♡		
	(2)		文字表示設備の設置	♡		♡		♡		♡		
	(3)		難聴者の聴力を補う設備の設置	♡		♡		♡		♡		
	(4)		手話通訳者の配置	♡		♡		♡		♡		
休憩・授乳場所等			休憩、授乳場所等の設置	△		△		△		△		

5 ▶ 手続きについて

1 事前協議等について

指定施設の新築等（新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え）をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することが必要です。

事前協議は、規則上、「建築確認申請の30日前まで」に行うこととなっていますので、設計の早い段階から基準に則った計画を立て、協議してください。

また、工事を完了したときは、工事完了届を速やかに提出してください。

なお、法委任規定の整備基準については、建築確認の手続きの中で審査されます。

2 適合証交付について

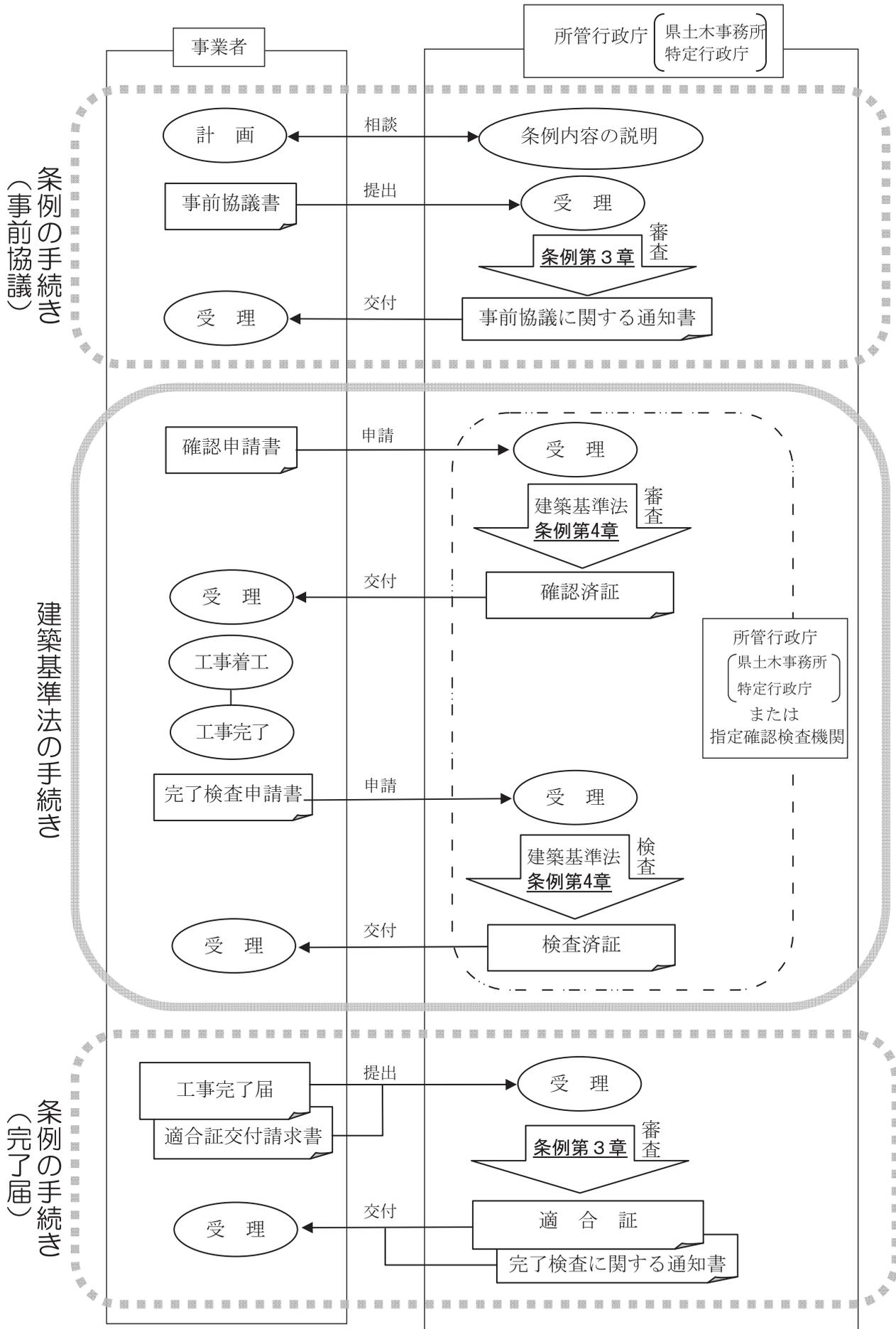
公共的施設等を整備基準に適合させたときは、適合証の交付を請求することができます。事前協議対象の施設に限定していませんので、指定施設とならない小規模施設や既存施設についても請求することができます。

なお、事前協議及び工事完了の届出をしたものでも別に請求が必要となりますが、添付書類は不要です。

3 手続きの窓口について

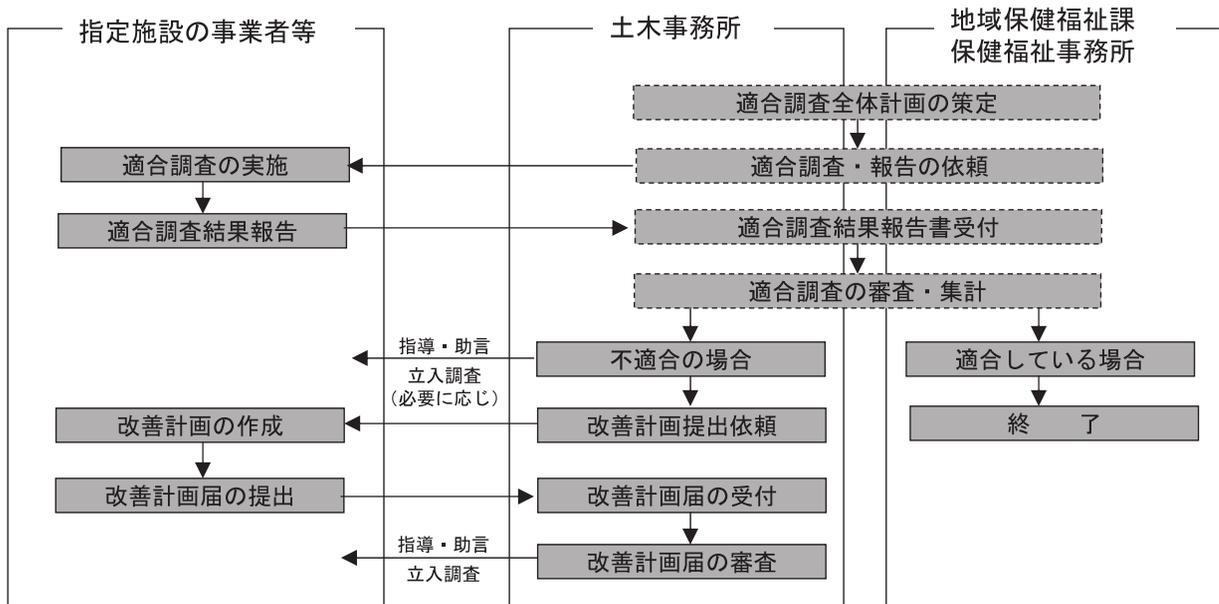
事前協議及び適合証交付請求の窓口は、県土木事務所及び特定行政庁です。

I 新築等の場合



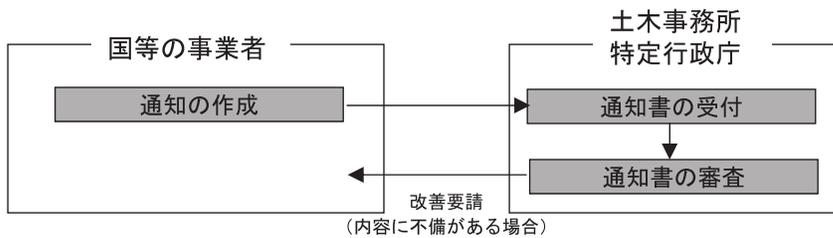
II 既存施設の場合

(条例第14条、第22条、第23条
規則第9条、第10条)



III 国等の事業者の取扱

(条例第25条、
規則第12条、第13条)



IV 公共車両の取扱

(条例第26条)



V 住宅の取扱

(条例第27条)

